

〔事案 26-56〕 契約解除取消請求

平成 26 年 11 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人による告知時の説明が不十分であったことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 7、8 月に腰椎椎間板症で入院したため、平成 24 年 12 月に契約した医療終身保険にもとづいて給付金を請求したところ、告知義務違反を理由として契約を解除された。

しかしながら、以下の理由により、契約解除は不当であるので、契約を復旧してほしい。

- (1)告知に際して、募集人が質問事項を 1 項目ずつ読み上げなかった（主張①）。
- (2)保険会社が委託した調査会社と後日面会した際に、告知書の説明がなかった（主張②）。
- (3)保険証券が長々と届かなかった（主張③）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)不告知事項が正確に告知されていれば、本契約は引受けができなかった。
- (2)契約申込時、代理店の募集人は、申立人へ告知の重要性を十分に説明し、ありのまま告知するよう伝えており、申立人とお互いに 1 項目ずつ読み上げて告知書を作成した。
- (3)調査会社による契約成立前の確認で、告知書の質問事項を説明する業務ではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人への事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 告知義務違反の有無

申立人は、「腰椎椎間板ヘルニア・左根性坐骨神経痛」により、平成 24 年 7～9 月に入院し、同年 10 月に通院しているが、同年 12 月に作成した告知書で、「(過去 5 年以内に) 病気やケガで『継続して 7 日以上入院をしたこと』または『手術をうけたこと』があるか。」に「はい」と回答し、詳細記入欄で、「病気やケガの名前・検査名・部位・指摘事項」に「腰痛」、「診察・検査・治療・投薬の期間」に「平成 22 年 6 月」、「入院した期間」に「平成 22 年 6 月から 25 日間」と記入があるのみであり、申立人に告知義務違反はあった。

2. 故意または重大な過失の有無

告知書作成日は平成 24 年 12 月であり、平成 22 年の入院歴を覚えていながら、直近（平成 24 年 7 月～10 月）の受診・入院・通院歴を忘れるはずがなく、告知義務違反は申立人の故意または重大な過失によるもの 0 と考えられる。

申立人は、告知に際して、募集人から、手術を伴う入院をした事実はあるかと訊かれたため、手術を伴わなかった直近の治療歴に言及しなかったと主張しているが、平成 22 年の入院も手術を伴っておらず、平成 24 年の治療歴に言及しない理由とはならない。

3. その他

主張①は、仮に質問事項を 1 項目ずつ読み上げていなくても、契約解除の無効理由とはな

らない。また、主張②③は契約手続後の事情であり、契約解除の無効理由とはならない。